

令和8年度一般会計 歳出 第 10 款 1 項 2 目 12 節			
受付番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 資源循環局業務課資源化係 電話 671-3819
設 計 書			
1 委 託 名	スプレー缶選別等業務委託(北部ブロック)		
2 履 行 場 所	各焼却工場他、別紙仕様書のとおり		
3 履行期間 又は期限	☒ 期間 令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月31日 まで ☐ 期限 令和 年 月 日 まで		
4 契約区分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約		
5 その他特約事項	なし		
6 現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)		
7 委 託 概 要	各家庭から排出され、各工場等にストックされたスプレー缶を、受託者が 本市施設から引き取り、受託者が用意する選別ヤードで、破袋・選別等した後、 本市が契約する事業者引き渡す。		

8 部 分 払

■ す る (12回以内)

□ し ない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
選別業務等	4月	(24)	トン		
	5月	(24)	トン		
	6月	(24)	トン		
	7月	(24)	トン		
	8月	(24)	トン		
	9月	(24)	トン		
	10月	(24)	トン		
	11月	(24)	トン		
	12月	(25)	トン		
	1月	(24)	トン		
	2月	(24)	トン		
	3月	(24)	トン		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は, 数量及び金額を()で囲む

委 託 代 金 額

¥

内 訳 業 務 価 格

¥

消費税及び地方消費税相当額

¥

委 託 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
スプレー缶選別等業務委託（北部ブロック）						
直接人件費						
運転手			人			
選別人員			人			
運転手 (年末年始)			人			
選別人員 (年末年始)			人			
小計						A
直接物品費						
車両リース費	運搬車両		台			
燃料費		1	式			
車両リース費 (年末年始)	運搬車両		台			
燃料費 (年末年始)		1	式			
小計						B
直接物品費率分		1	式			C
直接業務費						D (A + B + C)
業務管理費		1	式			E
業務原価						F (D + E)
一般管理費		1	式			G

業務価格						H (F + G)
消費税及び地方消費税相当額		1	式			I (H×10%)
業務委託料						J (H + I)

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横 浜 市 資 源 循 環 局

スプレー缶選別等業務委託仕様書（北部ブロック）

1 委託概要

- (1) 横浜市（以下「委託者」という。）が分別収集し、コンテナで保管するスプレー缶（異物を含む。（以下「スプレー缶等」という。））を保管場所から受託者の選別等施設まで安全かつ確実に引き取るとともに、保管場所の同じ位置に空コンテナを設置する。
- (2) 受託者の選別等施設に搬入したスプレー缶等をスプレー缶とその他の異物に分け、スプレー缶は安全に処理するために穴を開けるなどの処理を施した後、アルミとスチールに分類し、それぞれプレスしたうえで保管する。選別の過程で発生する異物（残渣）については、委託者が指定する方法で施設に搬入する。

2 履行場所

- (1) 保管場所
鶴見工場、都筑工場、神奈川輸送事務所（別表1）
- (2) 選別等業務
受託者施設（選別施設の所在地は、横浜市内に限る。）

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行日

作業日は原則として月曜日から土曜日とし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休日とする。
ただし、業務上必要な場合は、変更することがある。

5 予定数量（概算）

289トン（保管場所からコンテナを持ち出す際に計量して確定）

6 引取業務

(1) 搬出計画

- ア 受託者は、契約締結後、委託者と調整し、保管量及び運搬効率等を考慮した搬出計画等を作成するものとする。
- イ 受託者は、保管場所に設置するコンテナを、本市収集車のスプレー缶等の搬入に支障が生じることのないよう、常に投入可能な状態にしておくこと。

(2) 人員、機材等

受託者は、保管場所からの引き取りに必要な人員、車両等を自ら調達し業務を実施するものとする。
引き取りに使用する車両は4トンアームロール車とし、本業務に必要なコンテナ、その他必要な機材は受託者が用意するものとする。

なお、アームロール車用コンテナのサイズは、縦 3,730mm×横 2,050mm×高さ 1,450mm 程度（外寸）のものに限る。

(3) 計量及び搬出量の確定

スプレー缶等の搬出量は、保管場所に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器によって、

車両ごとに積載重量と空車重量（空コンテナ搭載重量）を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた数量をもって確定する。ただし、神奈川輸送事務所からの引き取り物に関しては、各焼却工場、神明台処分地のいずれかで計量を行うこととし、具体的な計量場所については、委託者と受託者が協議のうえ、委託者が決定し指定する。また、計量結果である計量伝票を受領、保管すること。なお、計量器の故障や定期検査等のため、保管場所で計量ができなくなった場合には、委託者が指定する別の保管場所等で計量を行うこと。

（４）搬出時間

保管場所からの搬出は、計量を含め、８時３０分から１２時までと１３時から１６時３０分まで（日曜日を除く）とし、時間内に退出まで完了すること。

ただし、計量時間は委託者からの指示により変更になる場合もあり、その場合には、受託者はその指示に従わなければならない。

（５）その他

ア 受託者は、保管場所でのコンテナ積込作業終了後、必ず清掃を行い、周囲を清潔に保たなければならない。

イ 受託者は、保管場所構内においては他の車両等の通行に留意するとともに、本市職員の指示に従わなければならない。

ウ 受託者は、引き取りにおいてはスプレー缶等の飛散や汚水の流出等により、通行人への危険や交通の妨げとならないようにしなければならない。

エ 受託者は、引き取りにあたっては最も安全かつ効率的な経路を選択するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法（昭和３５年６月２５日法律第１０５号）等関係法令を遵守しなければならない。

７ 選別等業務

（１）廃棄物処理及び環境保全に関する法令を遵守し、適正な処理と周辺環境の保全に努めること。また、本契約の履行にあたり、市街化調整区域内に規制されている建物が設置されている施設など、違法な施設や機材などを使用してはならない。

（２）受託者施設においては、騒音・振動・飛散及び土壌汚染等を防止するために必要な措置を構ずること。

（３）受託者施設では、委託者から受託したものと、それ以外のものを混在させてはならない。

（４）受託者施設に搬入したスプレー缶等は、排出の際に使用された袋（ビニール等）を破り、スプレー缶と（別表２）の区分に従って、異物（残渣）に選別すること。なお、スプレー缶についていたプラスチック製のキャップは取り外し、プラスチック資源として取り扱うこと。

また、ジッポオイル缶が異物として混入されていた場合は、必ずキャップを取り外し、中のオイルを排出すること。

（５）選別したスプレー缶は、中に残存する可燃性ガス等の内容物を排出するため、適正かつ安全に穴あけ等の作業を行うこと。また、この作業を行う際には、作業場の換気を常に良好に保ち、爆発・炎上等の事故がないよう細心の注意を払って行わなければならない。

（６）内容物を排出したスプレー缶は、アルミとスチールに分けたうえで、それぞれ保管しやすい大きさにプレス（大きさについては委託者と受託者が協議のうえ、委託者が決定し指定する。）保管し、委託者が指定するリサイクル業者に引き渡す（積み込みは基本的に引き取る側が行う。）ものとする。また、引き渡しにあたっては、引取業者から受領書を受け取ること。

（７）選別した異物（残渣）は、（別表２）の施設に搬入すること。搬入する際は、各施設に設置された

計量器を用いて重量を計量し、記録すること。なお、当該受託業務から出る廃棄物以外のものを絶対に混入しないこと。また、搬出入時間を厳守すること。

- (8) 受託者は、スプレー缶等搬入後、1週間以内に選別等を完了し、引渡可能な状態にすること。
- (9) 選別等施設内はすべて禁煙とし、火気厳禁を徹底しなければならない。
- (10) 受託業務の実施にあたっては、近隣住民との間に問題が生じることのないよう、受託者の責任において誠意を持って対応すること。

8 年末年始等の対応

年末年始や年度末・年度当初等、排出量が増加する時期や、突発的に排出量が増加した場合には、受託者は委託者の指示に従い、運搬車両を増やすなどの対応を図り、遅滞なく引き取りを行うこと。

また、委託者から依頼があった場合には、受託者が設置するコンテナの数の増加や引渡回数の増加、速やかな引渡し等に対応できるよう予め準備した上で、本契約を締結しなければならない。なお、契約締結後に、本項の規定に係る委託者からの指示に対し、受託者から異議を行うことは一切認めないものとする。

9 提出書類

- (1) 受託者は、運搬に使用する車両の車両番号・車種等を記載した「使用車両届出書（様式5）」を履行期間開始の14日前までに委託者に提出すること。また、車両を変更する場合は、「使用車両届出書（変更）（様式6）」を速やかに提出すること。その際に、業務の履行に使用する車両について、車検証の写しをあらかじめ委託者に提出し、委託者が承認した車両以外は使用してはならない。なお、電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項の写しを提出すること。
- (2) 受託者は、当契約に係る責任者及び常時円滑に業務を行うために確保した作業員等を報告するため、「責任者選定報告書（様式7）」及び「作業従事者報告書（様式8）」を、履行期間開始の14日前までに委託者に提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、使用する選別・保管施設の所在地、配置図、使用機器一覧表（様式は問わない。）を履行期間開始の14日前までに委託者に提出すること。
また、記載内容を変更する場合には、委託者に事前に「変更届」を提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、完了届出書（様式11）を本業務の履行完了後、速やかに提出すること。

10 作業報告書及び確認

- (1) 受託者は、作業当日の受入業務実施状況を「受入日報（様式1）」に記載し、計量伝票のコピーと共に電子メール等により、翌日までに委託者に送付すること。また、その原本と当月分の計量伝票正本を、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、当月分の受入業務実施状況を「受入月報（様式2）」に記載し、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、作業当日の搬出業務実施状況を「搬出日報（様式3）」に記載し、計量伝票のコピーと共に電子メール等により、翌日までに委託者に送付すること。また、その原本と当月分の計量伝票正本を、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、当月分の搬出業務実施状況を「搬出月報（様式4）」に記載し、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (5) 受託者は、当月分の「委託業務完了部分確認請求書（様式9）」を記載し、翌月の5日までに委託

者に提出すること。

- (6) 受託者は、各種報告書及び計量伝票（写し）を、受託業務完了の日から5年間保管すること。
- (7) 受託者は、契約約款に定めるもののほかに、委託者から業務の履行状況について報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- (8) 前記の場合において、委託者が必要であると認めた場合には、委託者は受託者の立会いのうえ検査を実施することができる。

11 業務引き継ぎ

- (1) 本契約の受託者と引渡期間前年又は翌年の受託者とが異なる場合には、本契約の受託者は、委託者の業務に支障を来たさないよう、引渡期間前年又は翌年の受託者と率先して協力しなければならない。
- (2) 本契約の受託者と引渡期間前年の受託者とが異なる場合、本契約の受託者は引渡期間前年の受託者と相互に連絡を取り合い、コンテナの入れ替え方法、時間等を十分調整し、速やかなるコンテナの入れ替えを行わなければならない。コンテナ入れ替えに関する調整については、本契約の受託者の責務とする。
- (3) 本契約の受託者と引渡期間翌年の受託者とが異なる場合、本契約の受託者は引渡期間翌年の受託者に対し、必要な情報提供等の引継ぎを実施しなければならない。本引継ぎについては、本契約の受託者の責務とする。
- (4) 本項の規定に関して、委託者から特別の指示を行う場合もある。受託者に対し、委託者から特別の指示があった場合には、受託者は当該指示に従わなければならない、原則として受託者は当該指示に対し異議を行うことはできないものとする。

12 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報等について、漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。

13 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、委託者と協議の上緊急連絡網を作成し、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理対策に努めること。
- (2) 受託者は、地震、台風等による災害発生時等の緊急事態（以下、「緊急事態」という）であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。
- (3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の運搬作業等については、委託者の指示に従うこと。特に市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに業務課へ連絡することとし、業務従事者の安否状況、運搬車両の被害状況、運搬状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう状況を把握しておくこと。電話等での連絡ができない状況の場合には、翌稼働日の稼働時間前までに業務課へ参集する等して、連絡を取ること。

14 契約の解除

委託者は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

15 適用文書

受託者は、本業務を遂行するにあたり、「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。

16 その他

- (1) 受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。また、後日、委託者に「事故報告書（様式 10）」を提出すること。
- (2) 本業務の履行に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、決定することとする。

(別表 1)

保管場所、コンテナ設置数及び回収頻度

保管場所	コンテナ設置数	回収頻度 (回収 1 回あたりコンテナ 1 個)
鶴見工場（鶴見区末広町 1－1 5－1）	2	週 3 回
都筑工場（都筑区平台 2 7－1）	3	週 6 回
神奈川輸送事務所（新浦島町 2－4）	1	週 2 回
合 計	6	週 1 1 回

※ コンテナ設置数は、各保管場所に常時設置する数で、差し替え用のコンテナ数は含まれていない。

※ 回収頻度はあくまでも目安であり、本市収集車のスプレー缶等の搬入に支障が生じることのないよう、定期的に回収すること。

(別表 2)

異物（残渣）の区分及び搬入施設

搬入日は、原則として月曜日から土曜日とし、日曜日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日は搬入することはない。

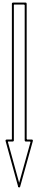
また、業務上必要な場合や施設の状況等により搬入施設の変更を指示する場合がある。

ごみ種別	搬入施設	所 在 地	搬入時間
プラスチック資源	別途指定		
缶・びん・ ペットボトル	資源選別施設 のいずれか	別途指定	9:00～12:00
資源化可能な金属類			13:00～16:00
電池類	神明台 ストックヤード	泉区池の谷 3 9 4 9	9:00～12:00 13:00～15:30
可燃物	焼却工場 のいずれか	別途指定	9:00～12:00
蛍光灯			13:00～16:00
不燃物	市内	別途指定	別途指定

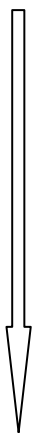
※ 搬入時間内に退出まで完了すること。

<大まかな流れ>

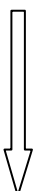
事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

○業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
○現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

○事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。
(電話連絡を行うこと)

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

○連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

○ 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。
・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等を取りまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書(様式10)」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。

受入日報（スプレー缶）

『様式1』

北部ブロック

会社名

年 月 日 分 曜日 天候

(単位:kg)

	引取場所 (工場等)	搬出時間 (工場等)	搬入時間 (処理ヤード)	積載重量(kg)	空車重量(kg)	運搬量(kg)
1		:	:			0
2		:	:			0
3		:	:			0
4		:	:			0
5		:	:			0
6		:	:			0
7		:	:			0
8		:	:			0
9		:	:			0
10		:	:			0
11		:	:			0
12		:	:			0
13		:	:			0
14		:	:			0
15		:	:			0
16		:	:			0
17		:	:			0
18		:	:			0
19		:	:			0
20		:	:			0
合計						0

受入月報（スプレー缶）

『様式2』

北部ブロック

会社名

年 月分

(単位: kg)

	日	曜日	運搬台数	受入量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

	日	曜日	運搬台数	受入量
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計			0	0

累計

単位: kg

累計

0

[illegible]

搬出日報（スプレー缶）

『様式3』

選別等ヤードからの搬出用

北部ブロック

会社名

年 月 日分 曜日

(単位: kg)

[illegible]

『様式4』

選別等ヤードからの搬出用

北部ブロック

会社名

年 月分

(単位: kg)

[illegible]

累計

(単位: kg)

[illegible]

年 月 日

使 用 車 両 届 出 書

横 浜 市 長

住 所
名 称
代表者職氏名

使用運搬車両について、次のとおり届出致します。

契約件名	スプレー缶選別等業務委託（北部ブロック）			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車 種	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。なお、電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。

年 月 日

使用車両届出書（変更）

横浜市 長

住 所
名 称
代表者職氏名

使用車両について、次のとおり届出（変更）致します。

契約件名	スプレー缶選別等業務委託（北部ブロック）			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車 種	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。なお、電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。

年 月 日

責 任 者 選 定 報 告 書

住 所
名 称
代表者職氏名

責任者を定めたので、次のとおり報告します。

契約件名	スプレー缶選別等業務委託（北部ブロック）
引取場所	
氏名	
電話番号	
電話番号（携帯）	
F A X 番号	
e メールアドレス	

伝票の確認作業や、支払い業務などを担当される経理責任者がいらっしゃる場合、記入してください。

氏名	
電話番号	
F A X 番号	
e メールアドレス	

住所
名称
代表者職氏名

[illegible]

※氏名はフルネームで記入のこと。

委託業務完了部分確認請求書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

受託者 所在地

名 称

代 表 者
職 氏 名

廃棄物処理委託契約約款第32条第3項の規程により、履行完了部分の確認を請求します。

委 託 名	スプレー缶選別等業務委託(北部ブロック)
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日
完 了 部 分	

事故報告書

委託件名

業者名

事故発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃 天候		
事故発生場所 (住所等)			
当 方		相 手 方	
運転手 又 は 当事者	(氏名) 歳	運転手 又 は 当事者	(氏名) 歳
同乗し ていた 職 員	(氏名) 歳	(会社名) 所在地 電話番号	
車 両 番 号		車両番号 車種	
被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)		被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)	
立 会 従業員		立 会 警察官	
処理及び その後の 交渉経過			
指導及び 職 場 へ の 周知等			

『様式 11』

年 月 日

完了届出書

横浜市契約事務受任者

住 所

名 称

代表者職氏名

次のとおり処理業務が完了したので、廃棄物委託契約約款の規定により届け出ます。

委 託 名	スプレー缶選別等業務委託（北部ブロック）
履 行 場 所	
履 行 期 限	
完 了 年 月 日	
完 了 検 査 希 望 年 月 日	

スプレー缶選別等(北部ブロック)

年

月分

計量伝票シート

引取場所: 鶴見工・都筑工・神奈川輸送		引取場所: 鶴見工・都筑工・神奈川輸送		引取場所: 鶴見工・都筑工・神奈川輸送	
年 月 日 < >		年 月 日 < >		年 月 日 < >	
積載重量	kg	積載重量	kg	積載重量	kg
空車重量	kg	空車重量	kg	空車重量	kg
正味重量	0 kg	正味重量	0 kg	正味重量	0 kg
空車伝票貼付		空車伝票貼付		空車伝票貼付	
積載伝票貼付		積載伝票貼付		積載伝票貼付	